平成30年第2回氷川町議会定例会会議録(第2号)

平成30年3月8日 午前10時00分開議 於 議場

- 議事日程(第2日目)
 日程第1 一般質問
- 2. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

 1番 西尾正剛
 3番 河口凉一

 4番 清田一敏
 5番 長尾 憲二郎

 6番 吉川義雄
 7番 上田俊孝

 8番 三浦賢治
 9番米村洋

 10番 松田達之
 11番片山裕治

 12番 上田健一

4. 欠席議員(1名)

2番 木 下 厚

- 5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 事務局長 草野信一 書 記 畑野照美
- 6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤本一臣 副町 長 平 逸 郎 教 育 長 太田篤洋 総務課長 陳 野 信 次 税務課長 企画財政課長 濤岡 美智代 西田美子 町民環境課長 野田 俊 明 健康福祉課長 増 永 光 幸 尾村幸俊 農業振興課長 昭 雄 農地整備課長 前田 建設下水道課長 誠 総務振興課長 稲田和也 前崎 商工観光課長 平山早苗 会計管理者 橋 本 智 明 学校教育課長 岩本博美 生涯学習課長 山本昭義

- ○議長(上田健一君) おはようございます。これから本日の会議を開きます前に、健康福祉課長、増永光幸君から発言の申し出がありましたので、これを許します。 増永光幸君。
- **〇健康福祉課長(増永光幸君)** 議長から発言のお許しをいただきましたので、発言をいたします。

昨日、議会定例会本会議において、発言に誤りがありましたので、この場をお借りしまして訂正させていただきます。

本会議の議案第33号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑の際、吉川議員から算定方式にかかる応能分、応益分についての問いがございました。

その際に、氷川町は(4 4 2)方式と回答をいたしましたが、氷川町は(4 4 4)方式でしたので、ここにお詫びを申し上げまして、訂正させていただきます。 大変失礼いたしました。

○議長(上田健一君) これから本日の会議を開きます。その前に、ここで暫時休憩を いたしますので、議員の皆様は、議員控室のほうにお願いします。

○議長(上田健一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

その前に、前日の本会議で吉川議員より異議の申し立て、会期日程等の異議が出 されましたが、議会運営委員会の意見を今後において尊重していただくよう、今後 発言を注意していただきたいと申し入れておきたいと思いますので、よろしくお願 いします。

吉川議員。

○6番(吉川義雄君) 昨日は議案なんですよ、あれは一つの。だから、議事日程については、必ず「異議ありませんか」と決を採るじゃないですか。異議あると手を挙げたら、それが動議とみなされるわけですよ。だから、私は日程を、会期の日にちを提案したわけです。本来ならば、私が出した議案について、吉川議員から出た動議について、賛成の方と採ればいいんですよ、皆さんが賛成しなければ、それで終

わりなんですよ。それなんですよ。議員必携にもこう書いてあるんです。「いったん配布された議事日程によって会議されたら、あとはみだりに日程を変更すべきではない」と、だから、どうしても変更したいときには、議長なり議員が動議で出しなさいというのが一つあるんですよ。

それとあわせて、日程については、今言ったように会期が決まるわけですよ、会期については、法的に議会が活動できる期間であることだというふうにはっきり書いてあります。

具体的には、本日から何日までの何日間とする、これが議案なんですよ、議決要件なんです。だから「異議ありませんか」と議長は言うんですよ。それに「異議あり」ととなえるのは何の混乱を生むことでもありませんし、議員に与えられた権利なんですよ。そこを皆さんたちはよく知っていないんですよ、議員必携をしっかり読んでみてください。だから、今の申し出は私は取り消していただきたい。

- 〇議長(上田健一君) 米村議員。
- ○9番(米村 洋君) 吉川議員は何か勘違いをしているんじゃないかと思うのね。
- ○6番(吉川義雄君) してません。
- ○9番(米村 洋君) 異議ということと、動議ということは違う。

そして、議会運営委員会において、議会については、議会基本条例の法に従って、 議会運営委員会については、議会運営委員会で調整するという、ちゃんと条例でう たってるんですよ。その議会運営委員会の決定事項を異議を申し立てるということ 自体が、ちょっと議員としてあるまじき行為だというような解釈をしております。

- ○6番(吉川義雄君) それは米村議員の単なる解釈なんですよ。私は議員必携に基づいて書いてあるとおり行っただけなんですよ。
- ○議長(上田健一君) 吉川議員、今後やはり議会運営委員会の意見を尊重して、私はしたつもりです。それを尊重してください、今後は。
- ○9番(米村 洋君) 議長いいですか。じゃあね、議会運営委員会というのは何のためにあるのか。それと、何のために議会基本条例を制定しているのか。条例というのは我が町の法律であります。それを一議員が異議を言って、日程を変更しろとか、そういうことを議員として、議会運営委員会を選任するときは総意をもって賛同して選任しているわけです。あなたたちの議会運営委員会に対して、議会に関することの運営については、一任しますよとなっているんですよ。それを異議を申し立てたり、日程を変更しろとか、そういうことを言う自体が議員として処分の対象になるんじゃないですか。
- ○6番(吉川義雄君) 議長もう1回発言させてください。
- 〇議長(上田健一君) 吉川議員。

○6番(吉川義雄君) 標準規則22条の中に、こう書いてあります。日程の順序及び変更の追加ということの中で、日程については、議長もまたは議員も動議が出されるというふうになっているんですよ。標準規則22条。

そして、異議を唱えるということは、その議案に対して問題ありということで、 私は会期を19日までに延長してほしいということで提案しました。「議員の定数 が12人以下のところは、提出者1人で賛成者は不要」と、議案の提出要件。この ようになっているんですよ。だから、私は、そのことをきちんと踏まえてやったつ もりです。

私は、議会運営委員会の決められた30分についても申し入れもいたしました。 しかし、今日は30分で終わらんといかんわけですよ、それは従います。

ただ、私がとった日程の変更というのは、会議規則、議員必携、皆さんに渡されている、これに基づいて私は行っただけであります。それを今後するなというんだったら、私はこれこそ大問題で、また明日の朝、このことが新聞に載りますよ。 以上、申し上げておきます。

- 〇議長(上田健一君) 米村議員。
- ○9番(米村 洋君) 昨日、その異議と動議の定義というのが、よく理解できない。 それと議長の権限で、日程ということによって、吉川議員の例えば異議に対しても、 議長の権限で進行ということは、議長の権限で決定してもいいということになって います。昨日は、議長の権限で日程ということは議長の権限でやったわけですよ。 それは、議長は何をやったかというと、議会運営委員会の決定事項を尊重して議長 の諮問機関である議会運営委員会の意向を尊重して、議長は決定したわけですよ。 何の問題があるんですか、そこに。
- **〇6番(吉川義雄君)** それは違うじゃないですか、違いますよ、私が言うのと。
- ○議長(上田健一君) 次に進みますので。
- **〇9番(米村 洋君)** だからね、議長、今後、吉川議員に対して、再度厳重に注意を してください。
- ○6番(吉川義雄君) やめてください。されたらまた、それが大きな問題になるはずですよ。
- **〇9番(米村 洋君)** 議長、私は、議運の委員長として責任とりますから、現に議会 を乱す、そういう行為自体が議員としてあるまじき行為だと思いますから、厳重に 注意してください。
- 〇6番(吉川義雄君) 乱してません。
- ○9番(米村 洋君) その責任は、私がとりますから。
- **〇議長(上田健一君)** 吉川議員、私も議会運営委員会の意見を今後尊重して、取り組

んで発言していただきたいと思います。これは申し入れておきますので。 これから、本日の会議を開きます。

本日は、木下議員より、本日の会議は都合により出席できない旨の欠席届、並び に一般質問通告の取り下げが提出され、これを認めましたので報告します。

日程第1 一般質問

○議長(上田健一君) 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において項目ごとの質問を終わるときは、その旨を申し出てください。

8番、三浦賢治君の発言を許します。

三浦賢治君。

○8番(三浦賢治君) 皆さん、おはようございます。8番議員の三浦でございます。 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

間もなく熊本地震から2年を迎えようとしています。すでに建物や道路は多くのところで解体や住宅の再建も終わって、私たちの生活も地震前に戻ったように思います。熊本で巨大地震が発生するなんて、誰も予想しなかったと思います。それも震度7強の激震に見舞われ、相次ぐ余震に生きた心地はしなく、避難所での生活や車の中での車中泊を余儀なくされ、体調を崩された方も多く見られたと思います。

私たちが幸せに生活していくうえで、一番大事なことは健康に過ごすことではないでしょうか。これまで以上に、健康づくり社会を積極的に推進するために、常に健康づくり政策が重要な課題とされます。

充実した人生を送るためにも、日頃から軽い運動や体調管理に努めていくことで、 健康長寿社会が構築できるのではないでしょうか。

さて、私の一般質問は野津火葬場跡地の整備についてを一般質問させていただきます。

アについて質問をいたします。現在、野津火葬場の跡地は放置状態になっています。用地の有効活用をするために、執行部で施設の利用を検討されていますが、どのような施設をつくるのかお伺いいたします。

イ、施設を建設するにあたって、進入道路、火葬場敷地面積も狭く、住民が納得できる施設をつくるには、周辺の用地を買収して、大規模な施設をつくるのが望ましいが、執行部の意見をお伺いいたします。

ウ、熊本地震災害で災害廃棄物の仮置き場の件で大変混乱し、公費解体が遅れた。 これは台風・地震等の想定外の災害がいつ発生するかわからないので仮置き場は重要な課題と思われる。緊急時期の仮置き場の併設は考えておられるのかをお伺いい たします。

エ、施設の建設用地が火葬場の跡地という概念が住民にあると思われるので、住 民の癒しの場、健康の場として利用していただくための協力が必要と思う。その点 についてお伺いいたします。

今回は、持ち時間30分でございますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長(上田健一君) 三浦賢治君の質問事項、野津火葬場跡地の整備についてのアからエの答弁を求めます。

生涯学習課長、山本昭義君。

〇生涯学習課長(山本昭義君) それでは、アからエまで一括して生涯学習課からお答 えいたします。

熊本地震により、仮設住宅に入居の方々におかれましては、大変不便な生活をされておられると存じますが、南部グラウンドに仮設住宅が建設され、今まで毎日のようにグラウンドゴルフやゲートボールの練習でご利用いただいておられた方が、使用できなくなり、代替地を求める要望があっておりました。

そこで、副町長を委員長として、企画財政課長、建設下水道課長、生涯学習課長の4名を検討委員として、南部グラウンドの代替地を含め、総合的に使用できる多目的広場整備計画の検討を行いました。

候補地を南部グラウンドの近くに3カ所と、その他、町内に適する場所の確認により、多目的広場として使用できる場所、大規模災害が発生した場合の災害ごみの仮置き場や、避難場所として使用できる場所、面積が1万平方メートル取れる場所、土地の条件や財政面を含め検討しました結果、火葬場跡地を候補地として選定しました。

選定理由としまして、火葬場跡地の土地名義は氷川町で、もう1筆、氷川町名義の土地が隣接してあります。周辺の民有地3筆と用悪水路4筆が購入できれば、形が正方形となり、多目的広場として使い勝手がいい広場になります。また、町の名義が含まれますので、土地の購入価格を抑えることができ、筆数が少ないため用地交渉等の負担軽減につながると思います。

場所も氷川町の真ん中付近に位置していますので、利用しやすい場所にあると思います。

また、昨年は火葬場跡地の利活用について、野津地区連名で地区要望も提出されています。面積を1万平方メートルに設定した理由としまして、スポーツイベントが開催できる広さと考えています。少年サッカーや少年野球など、2面取れる広さがあり、グラウンドゴルフも2コースがゆっくり取れる広さになると思います。

また、三浦議員も心配しておられる災害ごみの仮置き場対策です。平成27年の

台風災害では、5,000平方メートル以上の場所が使用されています。分別場所 や通路を考えれば、1万平方メートルは必要と思われます。熊本地震の時は1万平 方メートルの土地を借用し、解体ごみの仮置き場として使用しています。

以上の点から多目的広場として整備計画を進めております。

通常は、運動広場として利用し、災害時には災害ごみの借り置き場として使用できるように計画しております。

平成30年度から小学校の運動、部活動が社会体育へ移行しますし、小学生を対象にしたクラブ活動も活発になってきております。

現在、公共グラウンドで少年野球、少年サッカーの試合会場として2面取れる場所は竜北グラウンドしかありません。また、竜北グラウンドと桜ヶ丘グラウンドとも、多くの社会人も利用されており、土曜日や日曜日など休日利用者の重複緩和につながる期待があります。利用する子どもたちの元気は、地域の活力やスポーツを通じて健全育成につながります。JRの線路にも近く、春から秋までSLが運行しています。SLを間近に見ることができますので、グラウンドゴルフのプレイ中でも見学することができます。今後、住民の癒しの場や健康づくりの場として、ふさわしい活用ができるようにスポーツ推進委員や体育協会の役員とも検討していきたいと考えています。

これで答弁を終わります。

- 〇議長(上田健一君) 三浦賢治君。
- ○8番(三浦賢治君) 非常にわかりやすく、簡潔に答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。私の火葬場に対しての質問事項でございましたけれども、今現在、南部グラウンドには仮設住宅が建設をされております。そこで、地域の方々がゴルフやグラウンドゴルフをやっておられましたが、仮設住宅建設のために、今は島地地域の氷川グラウンドで、お互い時間の調整をしながら楽しくグランドゴルフなんかをやられておりますが、今回、私も非常に野津火葬場跡地については、心配しておりましたけれども、今日の答弁で「多目的広場の計画を検討しています」ということで大変うれしく思っておるわけでございますが、そこで、今回予算が計上されておりました調査費、確か46万か47万だったと思いますが、その調査費というのは、この野津火葬場跡地の多目的広場の調査費ですかね、それをお伺いいたします。
- **○議長(上田健一君**) 生涯学習課長、山本昭義君。
- **〇生涯学習課長(山本昭義君)** 保健体育施設費に周辺用地の不動産鑑定評価委託料として計上しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- ○議長(上田健一君) 三浦賢治君。

○8番(三浦賢治君) 予算も調査費も計上されているということで、非常にうれしく思っているわけでございますけど、今日、地元の区長さんたちもお見えでございます。これも連名で整備をしてくださいという要望もされているということで、今日、答弁もいただきました。本当にありがたく思っているところでございますが、この計画のなかで、土地の選定もされたということで、副町長はじめ3課長も一緒になって選定をされ、ほぼ野津火葬場跡地に建設がされるんだなというふうに思っているところでございます。

多目的広場として、私も一番懸念していたのは、今、氷川町あってはならない災害があった場合に廃棄物の仮置き場というのがないために、前回の熊本地震でも難航されたと思います。これで一つ運動広場、多目的広場として、ここにも答弁のなかにもグラウンドゴルフやゲートボール、そして、小学生の30年度から小学校の運動部活が社会体育へ移行するということで、こういうのにも使われるということで、非常に喜んでいるところでございます。

そしてまた、課長の答弁のなかでJRのSLも走って見学もできるというところで、非常にいい所を選定されたんじゃないかなというふうには思っておりますが、これだけの簡潔な答弁をいただきましたので、私のほうからは、お尋ねすることはございませんけれども、一つ町長に最後にお聞きしたいんですが、この計画にのっとって、一日も早いグラウンド、多目的広場をやっていただきたいなというふうに思いますので、ここで町長のお考えをお願いいたします。

- 〇議長(上田健一君) 町長、藤本一臣君。
- **〇町長(藤本一臣君)** 先ほど課長が申し上げましたとおり、一昨年の熊本地震発災時 に野津グラウンドに仮設住宅をつくらせていただきました。そのときにも利用され ておりました皆様方には、快くそのことを受け入れていただきました。

ただ、そのときのお約束が2年間が、そのときは仮設住宅の使用期間でございました。今後3年間に延びたわけでございますが、2年間使いましたら、また元に復旧するというような話もしておりましたが、昨日も少し申し上げましたとおり、木造の仮設住宅でございまして、まだまだ、その活用はこれからも活用できるものでございますので、そういったことを考えますと、野津グラウンドに今建設しております仮設住宅は、今後もあの状態で使わせていただきたいなという思いでございます。

そうなりますと、これまで使っていらっしゃいました皆様方のグラウンドがなくなる話になるわけでございまして、そのことを憂いまして検討委員会をつくりまして、検討させていただきまして、先ほど課長が答弁をしましたとおりでございまして、あわせまして野津の火葬場跡地につきましては、その活用については、これま

でもいろんな提案があり、いろんな考え方があったなかで、なかなかその活用が図ってこられませんでした。そういったことを総合的に判断をいたしまして、あの地に総合的な多目的なグラウンドをつくりたいと、それもいざという時には被災ごみの借り置き場できるようなグラウンドにしたいということで考えておりますので、その計画に沿いまして、なるべく早く着実に完成を目指して、これからもしっかりと頑張ってまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(上田健一君) 三浦賢治君。
- ○8番(三浦賢治君) 町長のお考えを今お聞きしまして、一日も早い完成を目指して、頑張っていくということをお聞きしまして、非常に安心したところでございます。これを地域の方、住民の方も聞いて大変喜ばれるんじゃないかなというふうに思っております。この計画にのっとって、一日も早い完成を目指して、やっていただきたいとお願いを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(上田健一君) 以上で、三浦賢治君の一般質問を終わります。 次に、6番、吉川義雄君の発言を許します。
- ○6番(吉川義雄君) おはようございます。6番議員、吉川義雄です。

通告に従って、3項目の質問をいたします。

最初に熊本地震からの復興状況についてお尋ねをいたします。

県内の自治体の復興状況が連日報道されています。少しずつ前に進んでいると感じていますが、そういうなか仮設入居者世帯の住まいの再建、半数が19年以降という県の調査結果が発表されています。期限内再建が難しい世帯が出ることも予想されるとなっています。この調査は、昨年11月、熊本県が市町村を通じて実施したものであります。本町も調査をされていると思いますが、どうなっているでしょうか。私は、仮設住宅に住んでおられる方、また被災者の方と話す機会がありました。ある方は「あっという間に時間だけが過ぎて、まだ再建のめどがついていません」というふうに話をされました。また、別の方は「この年だからローンは組めないし、どうしようかと悩んでいる。もう少し時間がほしいです。」、このようにも言われました。再建は本当に厳しいと、私は感じました。

本町の場合、公費による解体は完了したと言われました。復興を進めるためには、 住まいの確保、家屋の再建が何よりも大事と思います。

そこで、氷川町の復興状況、被災者の住まいの再建支援は、どうなっていますか。 また、再建のめどは立っているんでしょうか。お聞かせください。

本町は、震災被害を受けた住宅にも住宅リフォーム促進事業補助金を出すことに して、これが新聞にも大きく載りました。住宅改修にも取り組まれていると思いま すが、この住宅リフォーム促進事業の取り組み状況はどうなっていますか。災害、 今度の震災関係についてお尋ねをいたします。

住宅リフォーム事業は、平成30年度も予算が計上され引き続き行うこととなっております。町独自のこうした支援策というのは、もっと強化する必要があるのではないかと思いますが、その考えがありますか。お尋ねをいたします。

町長は、いろんな会合で、熊本地震からの復興の話をされ、そのとき「被災者に 寄り添っていく」と言われています。新聞にも大きく「寄り添う気持ちが大事だ」 というふうに書いてありましたが、私は、この町長の姿勢は本当に大事だと思いま す。そのためにも被災者の声をしっかりと聞いて、被災者の要望に合う支援策に取 り組んでいただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

次に、国民健康保険についてお尋ねします。

国民健康保険は、今年の4月から県が保険者になり、大きな改革が進められます。 国保加入者の方々は、「国保税が高い」とよく話をされます。私も国保税は高い と思っています。ほかの保険と比べて、所得に占める割合が高いという指摘もあり ますが、本町の保険税をどう考えていますか、お尋ねをいたします。

国保税は、高いので滞納する人も増えていると思います。滞納額が特に多くなっているのではないでしょうか。

昨年の決算では、全体で6,600万円の滞納があります。国保税を払えないと 短期保険証、資格証明書を発行されることになります。滞納しているから保険証を もらっていないという人もいます。いわゆる「とめ置き」と言われるものでありま す。急病にもなれば大変と思いますが、現状はどうなっていますか、お尋ねをいた します。

厚生省が国保の保険税について全国調査をしていますが、この調査結果を見ると、 ここに加入している人は高齢者が多く、また所得の低い人の占める割合が多いわけ です。国保税が高くなる要素がここにあります。支払える保険税にすべきと、私は この間、一貫して訴えてまいりました。どう思われますか。

平成30年度国保税が高くなるという報道がされています。各自治体の試算も発表されていました。本町も同じだと思います。当然試算はされていると思いますので、試算されていれば、その結果をお聞かせください。

次に、町長が公約されていました子どもの医療費無料化を高校生まで引き上げる件でありますが、今議会に条例が提案されています。大変よかったと思います。実施が31年4月からとなって、期日もはっきりしましたので、この質問通告は取り下げたいと思います。答弁はいりません。

以上、質問いたします。

今回から質問時間が30分となりました。執行部にお願いいたします。答弁は的確にわかりやすく、そして短くお願いをいたします。

○議長(上田健一君) 吉川義雄君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、熊本地震からの復興状況についてのアからイまでの答弁を求めます。 健康福祉課長、増永光幸君。

〇健康福祉課長(増永光幸君) ご質問いただきました熊本地震からの復興状況ア、イ について、健康福祉課からお答えいたします。

アの平成28年熊本地震にかかる被災状況、復興状況についてですが、2月28日時点におきます住家の被災状況といたしまして、全壊40件、大規模半壊30件、半壊170件、一部損壊797件、合計の1,037件の被災状況となっております。

また、主な災害支援状況といたしまして、義援金熊本県配分額1億5,970万円のうち、支給済額1億4,900万円、災害弔慰金2件、500万円支給済みとなっております。

復興状況といたしましては、応急修理を伴う住家再建95件、住宅リフォーム等 促進事業活用によります件数が261件、住宅建設及び購入による再建58件となっております。

また、建設型仮設住宅入居者34件、借上型仮設住宅、要するにみなし住宅と呼ばれているものですが、27件、町営住宅入居3件の64件が主に自宅再建に向けての復興過程にある状況です。

また、ご質問にありました県が行いました仮設住宅入居者に対する調査の結果ですが、対象件数69件と把握いたしまして、調査結果といたしましては、再建方法については、自宅再建を42件、民間賃貸住宅9件、公営住宅7件、その他4件、未定7件、供用期間延長希望については、44件が延長希望という結果でございました。

次に、これら被災状況、調査状況を踏まえまして、今後の支援策についてお答え いたします。

生活の拠点である住まいの再建を重点とした熊本県復興基金事業としまして、仮設住宅等に入居されている被災者が、民間賃貸住宅及び公営住宅等に移転する費用を一律10万円助成する転居費用助成事業、また被災者が民間賃貸住宅へ移転する場合の入居費用を一律20万円助成する民間賃貸住宅入居費用助成事業に取り組んでいるところです。

さらに建設下水道課においては、町内3ヶ所に建設されております。建設型仮設

住宅を熊本県に用途廃止の要請を行い、町の単独住宅として使用することにより、 家賃等の負担の少ない恒久的な住まいの確保につなげたいと考えているところです。

現在調査の状況から、約26件前後が自宅の再建が見通せないという状況ですので、先ほど申しました町の単独住宅という形で使用することにより、対応が可能ではないかと考えております。

あわせて、地域支えあいセンターを中心に住宅被災者の方はもとより、仮設住宅 に入居の方々に対しましては、住宅の供用期間延長の期限も考慮した再建可能な支 援に向けて、個別に関わっていきたいと考えております。

以上で、質問事項1についての答弁を終わります。

- 〇議長(上田健一君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 商工観光課長も準備されていたと思いますが、住宅リフォーム については、平成28年度が209件、平成29年度が52件あったということで、 これでいいですかね。
- 〇議長(上田健一君) 商工観光課長、平山早苗君。
- ○商工観光課長(平山早苗君) 吉川議員がおっしゃったとおり、平成28年度で20 9件です。それから平成29年度2月末現在なんですけれども、52件の申請があっております。以上です。
- 〇議長(上田健一君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) あまり時間がないので、このことをちょっと追求できないんですが、実は、先ほど町長の話の中でもあったかなと思うんですが、仮設住宅に入っている人たちが、住まいの再建の遅れの関係で仮設住宅をどう使うかという点で、実は宇土市は仮設住宅を改修して、これをあとあと使えるようにしたいというふうに言っておられます。市営住宅跡地に建てた仮設住宅は、入居期限終了後に改築などを施し、長期利用できる住宅への転換を図るという記事が載っていました。

ぜひ、そういったこともやりながら、先ほど言われた個別に26件が自宅の再建が見通せない状況があると、44件が延長を希望されているということでありますので、こういった人たちに個別にやはり対処していただきたい。それが先ほど私が言った町長の寄り添う気持ちじゃないかなと思いますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

なお、同様の質問を西尾議員がされていますので、あとはこの件については、西 尾議員に譲りたいと思います。

国民健康保険についての答弁を簡潔にお願いしたいと思います。

○議長(上田健一君) 次に、質問事項2、国民健康保険税についてのアからイまでの答弁を求めます。

健康福祉課長、増永光幸君。

〇健康福祉課長(増永光幸君) 質問事項2点目の国民健康保険税について、ア、イに つきまして、健康福祉課からお答えいたします。

アの質問にございます滞納状況は、ご存じのとおり、平成28年度決算において、 6,609万2,116円となっております。

次に、払える保険税にする必要があるのではないかというご質問ですが、今回の 国保制度改正に伴い、国保税条例の一部を改正する条例にて説明いたしました。資 産割のある改正前、資産割がない改正後のいずれにおきましても、被保険者の各世 帯の担税力に応じた税額であると考えております。

また、イの新年度からの国保の体制についてですが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりまして、都道府県が市町村ごとの医療水準、所得水準等を基準として決定をいたしました国保事業納付金を県に納付することになります。

町の国保は、その納付金を納めるために都道府県の示す標準保険料率を参考に市 町村ごとに保険税率算定方式を決定し、保険税を徴収することになります。

今回の本町の国保税の算定にあっては、県が算定いたしました納付金5億785万2,000円を保険税、熊本県からの交付金、それと解消、削減すべき赤字と定義されております決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入で対応する必要がございます。保険税につきましては、制度改正に伴う国保税条例の一部を改正する条例にて説明いたしました算定方式、保険税率の改正等を踏まえ、急激な負担増を回避し、年間1人当たり9万6,235円と見込んだところです。

以上で、質問事項2についての答弁を終わります。

- 〇議長(上田健一君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 担当課長には、資料を一つお渡ししていますが、政府の統計を ネットで見た分をお渡ししています。

それからもう一つは、この国保のことをよく研究されている大学の先生たちが出したものがあるわけですが、「公的医療保険の保険料負担等の比較」というのを担当課長にお渡しをしていると思いますが、例えば、市町村の国保、それから協会けんぽ、組合健保とあるわけですが、加入者の平均年齢というのが国保が一番高くて50%、50.4%、あとの協会とか組合は30%台です。1人当たりの平均所得が市町村国保の場合は83万、この人が払う保険料、収入に対する保険料は10%、9.9%という資料が出されています。

それから、先ほど課長は「所得に応じて払える額と思う」というふうに言われた と思います。今言いました、この資料というのは、厚生省の資料の中にもあるわけ ですが、そのなかに一つ所得別階層というのがあるんですよ。例えば、2016年 の資料がもう出ているわけですが、15年、16年と出ています。15年で申し上げますと、所得がない人、国保の中の割合ですね、この人たちがどれぐらいおられるというふうになっているんでしょうか。これは市町村の分を全部集めて、それを全国的に統計したということで、厚生労働省、国民健康保険実態調査というふうになっています。それを見ますと100万以下の世帯が、年金も含めて100万以下の世帯が56.6%、200万円以下の人たちが79.5%というふうになっています。要するに国保税は、所得が少なくても均等割というのがあって、高くなる仕組みがあるんですね、家族が多ければ。所得がなくても出さなくちゃいけないというふうになっています。そういう点で、国保税が払えるかどうかという観点から、私は保険料は計算をされていないと思うんです。医療費がどれくらいかかるか、これに基づいて、それを賄えるのをいわゆる保険税で取りなさいと、その計算をしなさいということになっているんです。

それで、平成28年度の決算でいきますと、国保税のいわゆる納税率は95.89%というのを担当課からお伺いをしました。全国的には、90%なんです国保、全国ならすと、この厚生省の資料では。ということは、90%しか払えないけど、しかし保険料100%分は、そこから賄いなさいよというのが一つの基準になっているわけです。私はこれでは本当に払えるのかなと、私は払えないと思うんです。

先ほど法定外繰入の話もありました。法定以外繰入、これはよく町長とも議論を してきたわけですが、小さな町村だから、頑張って法定以外繰入もして、保険税を 引き下げようと努力されてきたんじゃないかなと私は思うんですが、そういった負 担を少なくするという努力、これは今後も行っていかれると思うんですが、この点 どうでしょうか。できれば1、2分でお答えください。

- **〇議長(上田健一君**) 健康福祉課長、増永光幸君。
- O健康福祉課長(増永光幸君) ご質問がありました法定外繰入の件についてですが、 これにつきましては、今回の制度改正によりまして、熊本県が運営方針を策定いた しております。そのなかで市町村においては財源補填、要するに賄えない部分の法 定外繰入は、計画を立てて順次削減をしていくようになっているところです。

よって、本町でも、これにつきましては、やはり削減に向けて取り組む必要がございますので、計画を立てまして、住民の方々、町民の方々に負担がないよう徐々に緩和しながら削減に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(上田健一君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 今課長が言われたとおり、国の指導は、一般会計からの法定外 繰入をなくすというのが一番の基本なんです。だから市町村は頭を痛めるんですよ。

担当課も町長もそうだと思いますが、本当に大変な思いをされていると私は率直に 言って思います。

4月から始まるこの納付金、保険税を集めてお金を県に納めるという仕組みになってくるわけです。それで今後これは、激減緩和もせんといかんので、財政安定化基金ですか、これも活用して所得の少ない人たちはしなさいというけど、このお金は、将来は返してくださいとなっているんですよ。貸し付け分が義務づけているわけです。最終的には、これは町が、あるいは保険者が払うことになってくるわけです。そういうことが今度の国保の中にはあるんです。

国保事業を今まで市町村だったのを県単位にやっていくわけですが、これもインターネットで見てもらうと出てくるんですが、国保の規模を大きくしたから、必ずしも財政が安定するかというと、そうではないんです。

もし、わかれば、熊本市は国保会計はどうなっているかご存じですか。私は赤字と聞いているんですが、聞いておられるかどうか。

- 〇議長(上田健一君) 健康福祉課長、増永光幸君。
- **〇健康福祉課長(増永光幸君)** 熊本市のほうは、繰上充用等を含めて赤字と確認して おります。

以上です。

- 〇議長(上田健一君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 要するに、これから先、本当に大変な状況が待っているなというふうに思うんです。先ほど言いました滞納のことを聞きましたが、滞納世帯も全加入者の17.2%が滞納しているというふうになっているんです。うちは、世帯では調べておりませんし、聞いてもいませんが、滞納は本当に金額が大きいと思います。

さっき言いましたが、都道府県単位の本当の目的というのは、市町村の法定外繰入、この公的公費支出をやめさせる、そして介護保険と同じような仕組みをつくり上げようというのが国の一番大きなねらいです。

熊本市が赤字と言いました。日本で一番赤字を抱えているのは横浜市なんです。 収支決算はマイナス204億円、2014年度の決算でなっているんです。だから、 私は今まで努力して共同安定化事業を使いながら本町は頑張って保険料を他の自治 体よりも抑えてきた努力をされてきた、それが全くなくなってしまうという点で、 私は問題だと思います。

先ほど法定外繰入について県の指導は、どんどん年度ごとに減らしていきなさい という計画なんですが、これは減らさなかった場合、町が努力してやった場合どう なるんですか。

- ○議長(上田健一君) 健康福祉課長、増永光幸君。
- ○健康福祉課長(増永光幸君) 法定外繰入をやらなかった場合というところは、今のところ想定されていないところです。計画においても、やはり法定外繰入をなくしていく計画を立てるということで、前提で立てているところでありますので、もしそうなった場合は、どうなるかというところは確認をいたしておりません。以上です。
- 〇議長(上田健一君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) この法定外繰入について、私は国が今言われたとおり、その計画を立てなさい、だからやっぱり一定期間はそれを入れながら払える保険料を目指してやっていくという点では、地方分権の時代ですから、氷川町は氷川町のやり方をぜひ貫いてほしいと思います。よく国保の話をすると、国保は助け合いという話をよくされます。旧国保の旧を古いほうの法律の第1条に、これは昭和13年に施行されているわけですが、国民健康保険は総合共済の精神にのっとり、疾病、負傷、こういったのを保険給付いたしますよ。要するに相互共済という言葉が使われています。

しかし、これが変わったんですよ。なぜか、この法律は昭和13年の法律は、戦前に国保がつくられた理由というのは、健民健兵政策、要するに健康な兵隊、健康な兵隊をつくるんだと、健康な人民がいなければ健康な兵隊が出来上がると、こういった考えでつくられたわけです。

それが法律が変わったんです。昭和33年に新法の第1条、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。社会保障にするんだというのが、きちんとここでうたわれたわけです。しかし、流れとして、いやいや相互扶助だと、いろんな話が出ますが、私は社会保障という、この観点をはずしたらだめだというふうに思うわけです。そういう点で、私は、今回出されている試算をされましたが、試算は28年度の決算資料と比較をすると、1世帯当たり1万5,000円ほど、1人当たりの保険税額にすれば、9,000円ほど、平成28年の決算と比べてですね、この金額になります。私は、決して払える金額に設定をすると言われますが、払えない人もたくさんいるんじゃないかなというふうに思います。

そういう点で、先ほど言いました法定外繰入も含めて、保険税を抑える工夫をぜ ひやっていかれるようにお願いして、私の質問を終わります。 1 秒しかありません。 答弁は要りません。

○議長(上田健一君) 以上で、吉川義雄君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで、暫時休憩いたします。

-----休憩 午前11時09分

再開 午前11時16分 -----

○議長(上田健一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、4番、清田一敏君の発言を許します。

○4番(清田一敏君) 皆さん、こんにちは。ただいまご指名をいただきました4番議員の清田でございます。通告に従いまして、3項目質問させていただきます。

実は、1期目のスタートのとき、農業の問題を質問させていただきました。今回 2期目の第1回目の質問も農業をテーマに取り上げさせていただきました。

1項目めは、どうなる今後の農業ということでございます。皆様も新聞・テレビ等のニュースでご存じのように、約半世紀にわたって幾多の政策を繰り返しながら実施されてきた米政策、いわゆる減反が抜本的に見直されます。稲作が将来にわたって安定的な経営ができるのかどうか、2018年は、これからの農業を占う重要な節目の年だとなるのではないかと思っております。

また、氷川町でも農家の高齢化、担い手不足も一層進みつつあります。このような現状にかんがみまして、質問の要旨として、ア、米の需給調整への今後の町の対応はどうされるのか。イ、今後どのような形で農業の振興を図っていかれるのか。

以上2点について、お尋ねします。

次に、2項目めとして、宮原の農業者から要望の多い、宮原地区の農業用水の確保対策について質問をさせていただきます。

宮原地区は、一の井手用水の水を利用して農業が営まれてきたところでございますが、近年時期によっては農業用水がひっ迫するようになってまいりました。区画整理等もできていない水田の立地条件等もありまして、現状のままでは国が進める農地の集約化や、大規模化も困難な状況にあります。農作物を育てるのには、一定量の水の確保は必要不可欠なものでありますし、そのため何らかの方法で雨の少ない季節や干ばつに備えておかなければなりません。水田農業に携わる以上、私たちにとって水は生命線であり、水資源の問題は避けて通れないものであります。

そこで、質問の要旨として、ア、農業用水の現状をどのように認識されているか。 イ、何か有効な対策は考えておられるか、の2点をお尋ねします。

3項目めといたしまして、氷川町の地籍調査基準杭の管理について、一つだけお 尋ねします。

氷川町では、すべての調査が終了したということで、土地の境界や面積、形状の 確定など、多くの成果が上がったことと思います。今後、公共事業の円滑化や住民 間や、官民間の土地のトラブル防止、災害の時の復旧等にも大いに役立つのではないかと思っておりますが、大切な地籍図根多角点が道路工事等で滅失しているところが見受けられます。滅失後の復元は、どうなっているのかお尋ねします。

以上、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

- ○議長(上田健一君) 清田一敏君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、どうなる今後の農業についてのアからイまでの答弁を求めます。 農業振興課長、前田昭雄君。
- **〇農業振興課長(前田昭雄君)** それでは、清田議員の質問事項第1点、どうなる今後の農業について、アについて、お答えします。

アの米の需給調整の今後の町の対応はどうするのか、これにつきましては、米の 需給調整については、主食用米の生産超過による米価の下落を防ぐことに食用米の 作付けを米以外の転作作物へ転換することにより、主食用米の作付面積を生産数量 目標の範囲内に管理することを行ってきました。

氷川町では、町、八代地域農協、農業委員会、各種農業関係者で組織しています 氷川町農業再生協議会で取り組んでいます。

今後の対応はどうするかということですけど、平成30年度から米の需給調整については、これまでと大きく変わるのは二つの点です。

1点目は、これまでありました行政から米の生産数量目標の配分がなくなります。 平成30年度からは配分でなく生産目安が各地域に示され、地域も自ら需要に応じた生産を行うことになります。

2点目、これにつきましては、これまで米の所得を補償する米の直接支払交付金 が廃止されます。水稲作付け10アール当たり7,500円の交付金がなくなりま す。

今、申し上げました2点が変わるもので、それ以外の転作作物を作付けした場合の交付金は大きくは変わりません。そのため、町の対応としましても、国・県の情報提供を受けながら、氷川町農業再生協議会で米の需要に応じた生産を行っていきたいと考えております。

続きまして2点目、今後どのような形で農業振興を図っていくのかについてお答 えします。

これは農業全体に言えることと思いますが、規模が小さく経営の効率化が難しい 農家もあります。加えて、農村の高齢化と後継者不足が進んでいます。そのため、 農業振興費の施策の一つとして、農業の組織化としての集落営農を進め、法人化へ の取り組みがあります。集落営農を進め、農事組合法人化することにより、個々の 農家で使用していた農業機械や施設を共同化することにより、コスト低減が図れま すし、また農地の貸し借りや作業受託を行うことにより、農地の集積・集約による 効率化が図れます。

あわせまして、農業のイメージが向上し、雇用等が円滑に進められることもありますし、耕作放棄地の受け皿、集落の活性化なども考えられます。

現在、氷川町では、集落営農法人として四つの農事組合法人が設立され、地域農業の担い手として活動されています。今後の農業振興の有効な方策として、農業の組織化を進めていきたいと考えています。

以上です。

- 〇議長(上田健一君) 清田一敏君。
- ○4番(清田一敏君) ただいまの答弁で、米の需給調整については、これまでと変わらないというように理解させていただきました。ただ、今年から米の直接支払い金が廃止になりまして、大きな農家ほど減収の影響を受けることになるかと思います。そういったことで、需給調整への参加メリットは、少し後退することになるのではないかなというふうに危惧しております。

当然、こういった農家の人たちは、何らかの方法で減収分をカバーしようと考える人たちも出てくるのではないかと思いますし、生産量の目安につきましても、強制力はないということで、農家の中には「もう減反は廃止になったっだけん、好きなようにしてよかっばい」という考えもあるのではないかと思っております。

そこで、米の作付けが過剰となる懸念はないのかどうか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(上田健一君) 農業振興課長、前田昭雄君。
- **〇農業振興課長(前田昭雄君)** ただいま清田議員の質問で、米の作付けが生産目安ということになりますので、米の作付け過剰にならないかという質問ですが、熊本県では、ここ数年生産数量目標より作付け実績が少ない状況が続いております。

先般、農水省の平成30年産米の作付け動向が示されましたけど、36都道府県前年並みと聞いております。また、熊本県も前年並みとなっています。これに合わせまして、今後も県、町、農業再生協議会で需要に応じた取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(上田健一君) 清田一敏君。
- ○4番(清田一敏君) 現在の米の価格は、飼料用米でありますとか、ホールクロップサイレージへと転作が進んだことによる需給バランスの関係が取れたことにより維持されているといっても過言ではありません。これは、ただあくまでも国の政策の上に成り立っているものでありまして、「猫の目農政」という言葉に象徴されますように、いつ政策の変更があるかわかりません。そういった事態に備えまして、私

たちは常にどのようにして、農家の経営をするかということを考えておかなくてはなりませんが、やはり農業につきましては、県もよく言っておられますように、儲かる農業、稼げる農業でないと魅力は生まれてまいりません。幸いにして氷川町には、地域の特性を生かした高収益を期待できる作物がたくさんあります。引き続き現在の政策を継続・充実していただきますようにお願いをいたします。

次に、イについてでございますが、組織型農業を進めていくということでございますが、農家の高齢化と兼業化、担い手の減少、これらはお互いに連動していると思います。近い将来、町の農家の多くは、こういった農家になってしまうのではないかというふうに思っております。実際、私の住んでいる地区でも後継者が残っているのは、現在のところ2軒だけという状態です。新たに新規就農者を町の内外からでも確保することができればいいと思いますが、それもなかなか、たやすくはいかないのではと思っております。

現状では、大きな農家がある一方で農家の高齢化、兼業化等で農家形態の二極化 が進みつつあると思われますが、そこで専業農家と兼業農家の割合、就農者の占め る60歳以上の割合はどれくらいになりますか、お尋ねします。

- 〇議長(上田健一君) 農業振興課長、前田昭雄君。
- **〇農業振興課長(前田昭雄君)** それでは、専業農家と兼業農家の割合、また60歳以上の農業従事者の割合についてお答えいたします。

氷川町の農家ですけど、2015年の農林業センサスでいいますと、販売農家数658戸のうち、専業農家が356戸、兼業農家が302戸で、兼業農家の割合は45%となっております。また、販売農家の家の農業従事者の60歳以上のパーセントになりますけど、53%となっております。以上です。

- 〇議長(上田健一君) 清田一敏君。
- ○4番(清田一敏君) 農家の規模でありますとか、中山間地でありますとか、そういった立地条件などで兼業を選択される、それ自体は農業の一つの形でありまして、家計が安定すれば、また所得が増えれば、町の税収上にも寄与するわけでございますが、問題は高齢化が年々進むことだろうと思っております。農業に定年はありません。健康であれば70歳、80歳まで働きながら年金プラスアルファは、あるいは年金をあてにしない収入もあげる人もおられるというふうに聞いております。ほかの職業にはない良い面もありますが、さすがに90歳、100歳までというわけにはまいりません。集落は、大きな農家が一つか二つできてきて、集落を維持するといってもうまく機能いたしません。そこには、やはりある一定の農家の数が必要ではないかと思っております。

先ほどの説明の中で、竜北には四つの生産法人が誕生したと、あと一つが現在検

討に入っているということでございますが、早くから機械の利用等で共同化に取り 組まれるなど、そういった法人化に向けた下地となるものがあったからではないか なというふうに思っております。

私自身は、本当は家族でやれる農業が一番いいと思うんですが、現実は高齢化、 兼業化の波が、いやおうなしに押し寄せています。そういった中で、将来を見据え た場合、それぞれの農家同士が支え合う組織型農業の方向にかじを切るのが一番い いのかなと思っております。なかなかこういった法人化、組織化、一気には進まな いと思いますが、防災計画の中に地区別計画を盛り込まれましたように、農業にも 地域別や校区別のきめ細かな振興ビジョンが必要かと思っております。「後継者が おらんけん、おが代で農業は終わりたい。トラクター、コンバインがもつ間たい」 ということで農業を辞めたということにならないようにお願いいたしまして、1項 目めの質問を終わります。

次、2項目めお願いします。

○議長(上田健一君) 次に、質問事項2、宮原地区の農業用水確保の対策はあるのかのアからイまでの答弁を求めます。

農地整備課長、尾村幸俊君。

〇農地整備課長(尾村幸俊君) 質問事項2につきまして、農地整備課からお答えいた します。

まず1点目につきまして、お答えいたします。中島地区では、球磨川からの用水 がございますが、今回は氷川用水につきまして、お答えいたします。

氷川は、県の管理河川でございまして、県からの水利権の許可を得て使用し、平成24年4月から平成34年3月までの10年更新となっています。取水量は、受益面積や作物の栽培時期等により県で定められ、氷川下流土地改良区連合で管理運営が行われています。同連合が配水する竜北地区のパイプライン幹線、1号から3号、宮原地区から鏡町へ流れる幹線4号と5号がありますが、渇水の時期を含め、すべての幹線で常に同じ状態で配水をされています。

農業用水の水量に関しましては、特に稲作時期で必要とされる圃場が多くなりま すので、どの幹線も同様に相応の量が必要になります。

また、圃場の区画整理や農道、用排水路の整備事業も検討しておりますが、県による氷川左岸地区単県農業農村整備の基礎調査の結果、改善される内容がある反面、逆の部分も出ているようでございます。例えば、現在コンクリート畦畔でございますが、整備後は土の畦畔となります。

続きまして、2点目につきましてお答えいたします。

取水量につきましては、水利権の上限で取水し配水されています。渇水対策につ

きましては、氷川土地改良区内の用配水調整委員会に応じた対策マニュアルにより、 自主的節水からローテーションによる交互減圧まで段階的に対応がなされています。 最終的には、すべての幹線で言えることですが、決められた水量でございますの で、まんべんなく偏らない使い方をしてもらうことが必要であると思うところでご ざいます。

以上で答弁を終わります。

- 〇議長(上田健一君) 清田一敏君。
- ○4番(清田一敏君) 取水につきましては、作物時期などに緻密な計画がなされているということがよくわかりましたが、現在のところは年間を通して不足しているということではありません。

かつて、多くの農家で栽培されていたい草も大幅に減少いたしまして、冬・春の時期は、そう苦労もないようでございますが、昨年の例をとりますと、田植えから好天が続いたこともありまして、代かき、田植え、その他のその後の水管理にどこも大変苦労されたと記憶しております。特に、下流のほうの有佐地区、原田地区、あるいは早尾、栫地区につきましては、相当苦労されたんではないかなというふうに思っております。

とにかく、現状をよく知らなければ対策の立てようもございませんので、いろんな機会を捉えて、農家の皆さんの声を聞かれますようにお願いいたします。

次に、イについてでございますが、節度をもった用水管理のあるべき姿を示していただいたと思っておりますが、これも土地条件等でかなり違うところがございます。例えば、砂利層のようなところは一日か二日ぐらいしか水がもたないところもありますので、なかなか思いどおりにはいかない点もあろうかと思いますが、ただいまの答弁にありましたように、いい仕組みがつくられておりますので、用水利用をする上では、全員が意識の共有を図りながら水の取り扱いをしていかなければならないというふうに思っております。

ここで、せっかくでございますので、私なりに無策と思えるかもしれませんが、 二、三提案をさせていただきたいと思います。

- 一つは、八代の工業用水が使われずに余っている水が相当あると聞いております。 一部農業用水に転用し、分水することを国・県に働きかけることはできないか。
- 二つ目は、逆転の発想になると思いますが、水の確保が難しい場合、水の需要を減らすという方法について提案をさせていただきます。

かつて、い草が全盛時代の頃、全国の農家の所得番付のベストテンには、八代の 市町村が名を連ねておりましたが、ただ一つだけ愛知県の赤羽根町が米から電照菊 に転作を進め、全国 2 位の番付に入っていたことがあります。米だけに固執するの ではなくて、あまり水を使わない野菜や果樹等に転作を進めた農家には、渇水対策として何らかの補助を出して水の需要を減らす方法は考えられないか。

あと一つは、宮原の上流地域、3号線沿いや有佐駅通りの県道沿い、駅周辺は町の土地利用計画では、住宅ゾーンに計画がなされているところです。区画整理もできていない土地が多いところで、営農には不向きな土地ですが、しかし住宅としては結構需要が認めるところであります。今は通勤農業も十分可能ですので、農業を続けたい人は買い替え資産として竜北や鏡、あるいは八代市などに見返りの土地を求めて営農を続けてもらう。そのためには、道路等の整備を行っていただいて、宅地化を進めるという方法。それから、あとはなかなか実現は難しいですが、ため池等、そういったものの設置はできないか、私なりに考えてみました。もし、町長のほうでも何かいい考えをお持ちでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

- **〇議長(上田健一君)** 町長、藤本一臣君。
- **〇町長(藤本一臣君)** 宮原地区の農業用水の現状につきましては、先ほど課長が申し上げましたとおりでございます。

今、清田議員から三つのご提案をいただきました。

それぞれ意義のある提案であろうというふうに思っております。いわゆる用水、球磨川用水の活用という話もありました。実は今、球磨川用水のほうの国営のほうで再整備がなされます。その折に今、龍峰からきております用水は、球磨川用水でございます。用水と排水が一緒に通っておりまして、その排水のほうを活用できないかなという話をしたことはございます。農政局のほうに。それは排水ですからいいですよという話をされましたが、よく見てみますと、やはり用水と排水の水質はぜんぜん違います。あの排水を農業用水として使うことは、あんまり得策ではないなという思いを今しているところでございまして、その中で、先ほどのような提案が本当に実現できるのか、それはまた今後の課題であろうというふうに思っております。

また、転作への奨励という話がございますが、今、不知火干拓につきましては、 以前のい草から露地野菜に転換をされて、今いい好循環を生んでおります。そのか わり一年中作がなされております。2作、3作、多いところは4作されているんで すね。やはり、そういった土地を利用しませんと、なかなか所得にはつながってい かないという現状がございますので、先ほどの転作につきましても、いわゆる新し い作物の導入というのは、担当課のほうにお願いをして、県のほうにも、そのこと を今要望しているところであります。ご承知のとおり竜北地区の野津地区、あるい は吉野地区の圃場もほとんど水稲1作なんですよ、米1作をして、あとは空いてる んですね。あの土地を生かしていかなければなりません。そのために先ほど少し議論がありました組織型の農業、いわゆる農業生産法人を立ち上げて、その土地を生かしていこうという、今、方向に向かっているわけでございまして、そういったものが、うまく連動していきますと、そのような考えもできていくのかなというふうに思っているところでございます。

また、農地の宅地化という話も出ました。農地を守るところはしっかり、やはり守っていかなければなりませんが、やはり違う活用ができる農地につきましては、そういった方法も、これからは目指していくべきだろうと私も思っておりまして、農業委員会、あるいは農業委員様にも農地を守ることも大切でございますが、その農地を生かす方法も考えてくださいというお願いを今しているところでありますし、今後も、そういった方向で農地以外に活用できる土地がございましたら、そういった活用もあわせて進めてまいりたいというふうに思っておりまして、お答えになりませんけれども、同様のそういった方向性は同じ方向で向かって進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

- 〇議長(上田健一君) 清田一敏君。
- ○4番(清田一敏君) 町長のお考えをお聞きいたしまして、安心をいたしました。
- ○議長(上田健一君) 2項目めは、よろしいですね。
- ○4番(清田一敏君) はい。
- ○議長(上田健一君) 次に、質問事項3、地籍調査基準杭の管理についてのアの答弁 を求めます。

農地整備課長、尾村幸俊君。

○農地整備課長(尾村幸俊君) 質問事項3につきまして、農地整備課からお答えいた します。

これまでの地籍調査の現地調査は、宮原地区で昭和63年度から平成12年度まで、竜北地区では平成13年度から平成26年度まで調査を行ってきました。調査後、測量に伴って設置されました地籍図根多角点等の杭は、年数が経つにつれて損傷や減失することが起こり得るかと思うところでございます。

氷川町地籍調査基準杭の管理保護に関する規則では、それらを防止するために必要な事項を定めています。「何人も基準杭の効用を害してはいけません」といった内容でございます。工事などで一時撤去等を行う場合は届け出て、その後、自費での設置をすることとしています。また、滅失等の異常を発見した場合、町は原因を追及し、必要な手段を講ずると第3条にありますが、現在までに滅失による町の復元は行っておりません。

最後に、今後もさらに建設下水道課等、工事に関わる部署と連携を図り、基準杭

の保全に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

- 〇議長(上田健一君) 清田一敏君。
- ○4番(清田一敏君) ただいま課長が申されましたように、氷川町の基準杭の管理保護に関する規則の中にも、基準杭の損傷、滅失に関して必要な手段を講ずるものとなっているというふうにうたってございます。

今後、境界杭の復旧、測量などが行われるときには、ぜひ必要になってくる杭でありますし、個人の問題としましては、分筆などのときにも非常に役立つものであります。

もし、地籍調査の成果として、固定資産税等の増収が見込めるようであれば、大事なところだけでも復旧に向けて努力していただきますようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(上田健一君) 以上で、清田一敏君の一般質問を終わります。

次に、3番、河口涼一君の発言を許します。

○3番(河口涼一君) 皆さん、こんにちは。

おそらく午前中最後の質問になるかと思いますが、今回は空き家問題について、 1点について質問をいたしたいと思います。

細目としまして、アとイ、ア、特定空き家とその他の空き家の数量は。

イ、空き家バンクの取り扱い実績はということで、2項目についてお尋ねをいた したいと思います。

本来ですと、平成27年2月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法、空き家特措法ですが、このことについては本来時間を割きまして、この施行の内容についてお尋ねをしたかったわけですが、今回質問が60分から30分ということで、ただいま申し上げました1項について質問をいたしたいと思います。

総務省が5年に1回統計を発表しておりますが、その統計がちょうど今年、20 18年に報告されるかと思いますので、それに合わせまして、それが出ました後に 特措法については、また次の機会にお尋ねをしたいと思います。

それでは、質問席に移ります。

○議長(上田健一君) 河口涼一君の質問事項、空き家問題についてのアからイまでの答弁を求めます。

総務振興課長、稲田和也君。

〇総務振興課長(稲田和也君) まず、ア、特定空き家と、その他の空き家の数量について、お答えします。

空き家問題につきましては、特定空き家対策など、防犯・防災面を総務課におい

て担当し、総務振興課では空き家バンクを含む移住定住について担当しておりますが、先ほどの質問に対しましては、一括して総務振興課から答弁いたしました。

町が空き家の把握に取り組みましたのは、平成25年からで、地区の区長さんへの把握依頼や株式会社ゼンリンへの空き家調査の業務委託、担当職員による調査を継続してまいりました。現在熊本地震による損壊家屋の解体や、空き家バンク登録による入居などによる減少や増加等をかんがみ、182件ほどの空き家を確認しております。そのうちの特定空き家の件数ですが、区長さんの情報や株式会社ゼンリン、職員の調査によるランクづけで、倒壊の恐れのある空き家とされたもので35件ほど把握をいたしております。

空き家対策の推進にかかる特別措置法に規定されている特定空き家等ではあるものではありませんが、あくまでも外観からそう思われるもの、また、そういった危険性がある空き家としての報告があった件数であります。

次に、イ、空き家バンクの取り扱い実績について、お答えします。

町で空き家バンク制度は、平成26年10月より実施しておりますが、空き家バンクを利用したい、利用登録された方は、現在で累計で27件、現在賃貸借契約の成立等の抹消で15件の利用登録数となっております。

また、空き家バンク登録、空き家を貸したいというほうになりますが、累計で18件、現在同じく賃貸借成立や登録抹消等で4件の登録数となっております。現在までの賃貸借契約等による入居実績は9件となっております。空き家問題は、空き家を有効活用されたほうが、町にとって効果が大きいものと考えます。

空き家に人が住むようになれば、消費活動も伴い、地域の活性化につながり、外部からの移住が進めば人口減少にも歯止めがかかるかと思います。今後さらに複数の空き家情報を集め、外部に空き家バンクの情報を提供し、さらなる活用を促していきたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

- 〇議長(上田健一君) 河口涼一君。
- ○3番(河口涼一君) 大変丁寧なご回答をいただきまして、ありがとうございました。 それでは、アにつきまして、ただいまお答えがありまして、182件ほどの空き 家を確認しているということでしたが、この対象の全体の家屋が何戸あるのか、そ して、この182件が示します空き家率についてお答えいただけますでしょうか。
- **○議長(上田健一君)** 総務振興課長、稲田和也君。
- ○総務振興課長(稲田和也君) 空き家率ですが、単純に氷川町の住民基本台帳の世帯数をもとに空き家率の割合を算出いたしますと、3.8%になるかと思います。 以上です。

- 〇議長(上田健一君) 河口涼一君。
- ○3番(河口涼一君) 実は、順序が逆になるかと思いますけれども、今回、空き家、それと特定空き家ということで、お尋ねをしましたが、ここで特定空き家といいますのは、廃屋であり、危険性があって近隣の住民に不安を感じさせるという意味であります。住めそうにない。そして、それ以外の住宅を空き家というふうにここでは考えまして、質問をいたしております。使用が現在されていないということで、お尋ねをしておるところです。

実は、私は、この空き家の問題につきましては、ちょうど3年前の3月の議会で質問をいたしまして、さらには、その前のちょうど1年前の3月にも他の質問と合わせて空き家・空き地問題について質問をいたしたところですが、私自身が非常に空き家とは縁があるのか、今私が住んでおりますところも、31年ちょっと前に空き家を購入しまして、リフォームをして、それから建て直して今現在住んでいるということでございます。

そして、実は、家屋を2戸保有しておりまして、いずれあとのほうで出てきますが、空き家バンクのほうのお世話にもなるのかなというふうにも考えております。

そして、実は、私が今住んでおりますところですが、大変便利で静かで住みやすい所だというふうに思ってるんですが、そこに私の地区の班で10戸ございますが、そのうち3戸、今空き家でございます。そのうち1戸は期限付きで借り手が現れたということで現在お住まいですが、あと2件については、施設に入られたとか、病院におられるとか、子どもさんが引き取られたとかいうことではないかというふうに思っています。

先ほど課長のご回答にもありましたけれども、空き家が増えていきますと、環境が悪化してきます。そして、これが治安に影響したり、さらには衛生とか防災に関係をしてくることもあるかと思います。例えば、庭木が生い茂って、道路にはみ出して子どもの通学に支障をきたすとか、そういうケースも出てくると思いますので、さらにまた景観を悪くして、そのことが近隣の土地や建物の不動産の価格評価まで下げる要因となる可能性もあるかというふうに危惧をいたしております。

そこで、有効活用促進して、空き家を有効に転用することで住宅やら介護施設、保育施設、飲食店、事務所、いろいろ考えられるかもしれませんけれども、活用を促進することで移住定住、さらにはUターンの促進に資するのではないかというふうに思っております。

それでは、アのほうを終わりまして、次にイの空き家バンクの取り扱い実績ですか、先ほどご説明をいただきましたけれども、その空き家バンクの実情、実績については、ご説明いただきまして、なかなか有効な実績が計上されているんではない

かというふうに思っております。先ほど空き家特措法のお話をチラっとしましたけれども、実は、この内容を見ますと、いろいろ行政が、市町村が進めていくことがありまして、助言・指導・勧告とか、そして命令、さらには代執行まであるということで、ずいぶん難しい内容も含まれてきまして、これが進め方次第では所有者、または相続者あたりから「財産権の侵害ではないか」と言われるケースも出てきているということも聞いていますので、ここはしっかり勉強していただいて、法律家の方とか、専門家の方としっかり協議をされることを期待したいと思います。

イの空き家バンクの取り扱い実績も、今ご説明をいただいたんですが、この空き 家バンクの登録のやり方から、現在、いろいろリーフレットをもらいましたが、た くさん補助金がございますね、この補助金の内容について、ご説明をいただけます でしょうか。

- ○議長(上田健一君) 総務振興課長、稲田和也君。
- ○総務振興課長(稲田和也君) 今、補助金のことでお尋ねがあったかと思います。

空き家バンクの登録の推進に伴いまして、町が補助制度を設けております。まず、空き家を貸し出すための改修補助、リフォームですが、対象経費の2分の1で上限が100万円、それと空き家の中に家財あたりがあった場合、その撤去費用としまして、経費の2分の1、上限10万円。それから、町外から引っ越しして空き家に住まわれる場合、対象経費の2分の1の上限10万円等の引っ越し補助も設けております。実績もちょっとお話したいと思います。

28年度で家財撤去に3件、23万。空き家の改修、リフォームですが、6件で372万4,000円。今年、29年度ですが、今現在で家財撤去2件、20万、空き家の改修1件で100万の活用をいただいております。

以上です。

- 〇議長(上田健一君) 河口涼一君。
- ○3番(河口涼一君) ただいま補助の内容と、それから実績についてお答えをいただきましたけれども、確実に実績が上がってきたということで、大変うれしく思います。私も自分の趣味でウォーキングや犬の散歩で回っておりますと、これは危ないなと思われるような家が何軒かございましたが、最近取り壊しをされていて、きれいに整地をされていると、これもこういう情報や皆さんの努力が実ったものではないかというふうに感謝をいたしております。

先ほど、私も将来空き家バンクのお世話になることがあるかもしれないというふうに申し上げましたけれども、さらなる空き家バンクの登録が進むためには、どうしたらいいというふうに思われますでしょうか。もし、進まない理由とかというのをおつかみでしたら、ご説明いただきたいと思います。

- 〇議長(上田健一君) 総務振興課長、稲田和也君。
- ○総務振興課長(稲田和也君) まず、なかなか空き家バンク登録が進まない理由のほうからちょっと説明させていただきます。

多くの理由があるかと思われますが、大きく3点ほど申し上げたいと思います。 まず、空き家、空き家があるのにということなんですが、実家のお墓参りとか、 お盆、正月あたりに一時帰省時の際に利用したいということで、他人に貸してしま うと自由に使えなくなるという理由がございます。

それと、もう1点、その空き家の中に多くの家財道具があるため、仏壇等も当然 その中に含まれておりまして、その撤去がなかなかできない。

それと、あと知らない人、第三者へ貸し出すことに対して皆さん抵抗感があるということで、この3点が主な理由かと思います。

こういった家財道具あたりも補助制度がありますので、そういった補助制度あたりもPRしながら、それと、なるべく空き家所有者の方に直接周知ができるような方策をとって登録の増加に推進してまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(上田健一君) 河口涼一君。
- ○3番(河口涼一君) ただいまご説明がありましたが、この空き家バンクを登録すると、こういう有利な補助金がありますよということと、そして、そのあとにこういう活用が望めますよということで、これを私たちも周りの方にPRをしながら、ご紹介をしていただく必要があるというふうに、ただいまのお話から認識をいたしました。

先日、八火図書館だったと思いますが、まいりましたら、このパンフレットがありまして、これは八代市に「空き家管理センターやつしろ」というのがあるということで、内容を見てみましたら、たまたまこれをやっている人が私の友人の奥さんでありまして、今朝ここにまいります前に電話をしまして、「どういう内容でどういうことをされていますか」ということを説明を聞いてきたんですが、その中で、今何戸かの管理委託をされて、そして、定期的に見回りもするし、保全が必要だったら、そこも連絡をしながら対策を打っていくと。そして、不動産もやっておられますので、利用者がこういう利用をしたいというときには、一緒になって活用を考える。

そしてまた、住宅ではないんですが、庭木等も管理をしているということで、大変環境の美化にもつながりますし、景観的にも、そして、先ほど申し上げましたけれども、不動産価格を維持するということでも、しっかり自分の資産を守れるということで、おもしろいことをされているなというふうに思いましたので、また近日

中に行きまして、しっかりお話を聞いてまいりたいと思います。

氷川町の空き家バンクのほうでも、こういった事業の進め方があるということで、 また、ご相談にまいりますけれども、そのときは前向きにご検討いただければいい のかなというふうに思います。

時間が、なかなか想定していました時間よりも短く設定をされましたもので、なかなか私のほうではまとまりませんけれども、今、全国的に空き家というのは増え続けておりますし、少子高齢化で、今お住まいの方でもひとり暮らし、お二人暮らし、そしてまた、施設等に入居を余儀なくされましたときには、待ったがないというところまできている状況もあるかと思います。

先ほど申し上げましたけれども、氷川町には空き家バンクができまして、もう2年間、確実な実績をお納めだということを私たちも大いにPRをしまして、そして、住みやすい町、住んでよし、訪れてよしと言われるような氷川町にしていければなというふうに思っております。

まだ、何とか時間が残ったようですが、町長も何かご所感おありでしたらお願い いたします。

- 〇議長(上田健一君) 町長、藤本一臣君。
- **〇町長(藤本一臣君)** 空き家バンクにつきまして、いろいろとお尋ねいただきまして、 本当にありがとうございます。

皆様に多くその内容を理解していただきまして、大いに活用していければなというふうに思っておりますし、その活用、あるいは普及をしていくためには、やはりそれをつないでいただく人が必要になります。

行政では、こういったことをやっておりましても、そこに間にやっぱりつなぎ役が必要かなと思っておりまして、そういった意味では、今日、西尾議員もお見えでございますが、今たくさんつなぎ役をかって出ていただいておりまして、大いに活用されております。本当にいいことかなと思いますし、町内には、多くのそういった専業の方々、いわゆる仕事として、業としてなされている方も多数いらっしゃいますし、そういった方々との連携を図りながら、先ほど言いました多くの空き家があるわけでございまして、そのことをしっかり活用していくということが大切であろうというふうに思っております。これからも、やはり粘り強く、このことを進めていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(上田健一君) 河口涼一君。
- ○3番(河口涼一君) 私も、まさしく同感でございまして、大変意を強くいたしました。今日は本来とは、ちょっと趣旨とは違うような内容で質問しましたけれども、国のほうも国土交通省あたりが建築基準法を改める方針を決めたとか、いろいろ出

してきているようですので、しっかり勉強しながら、住みやすい町になっていけれ ばなというふうに思いまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

- ○議長(上田健一君) 以上で、河口涼一君の一般質問を終わります。 次に、1番、西尾正剛君の発言を許します。
- ○1番(西尾正剛君) こんにちは、1番、西尾でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、応急仮設住宅に 入居されている被災者が、これから先、不安と思ってる方が相当いらっしゃること と思いまして、このタイムリーな一般質問と思いまして通告をいたしました。

1番に出したんですけれども、先輩議員に先行されてしまいまして、吉川議員から、あとは西尾に譲りたいとのことでしたけれども、答弁内容に対する質問の内容とかというのも、ほとんど重複いたします。そこで、いくつかピックアップしてお尋ねをしたいと思います。なお、通告の内容からはずれる質問ということでしたら、準備してない旨の答弁で結構でございます。

それでは、応急仮設住宅入居者の住宅再建の見通し具合はどうか。これが第1点ですが、こちらのほうは、やがて熊本地震から2年になろうとしていますが、直近の熊本県の集約によりますと、仮設の入居状況は建設型仮設が約1万人、借上型のみなし仮設が入居者が3万人にということでございます。

1月に熊本県は、県内25市町村の意向調査結果を発表しましたが、約40%の世帯が2年以内に自力再建をし、新しい住まいに移行するということなんですけれども、60%の被災者が資金のめどがつかなかったり、建設業の人不足で難航している模様です。このような住宅建設に時間がかかり、また、災害公営住宅の整備が遅れているということで、応急仮設住宅の入居期間を1年間延長するよう、昨年11月6日に閣議決定いたしました。

熊本県は、この仮設の期間延長と並行して、災害公営住宅の整備、それと自力再建の支援策として再建支援制度を設けて、住宅ローンの利子負担をゼロにする支援や土地建物を担保に入れ借り入れて、その融資額の利子負担を補助するリバースモーゲージ型の支援、転居費用の助成などで、この支援制度は2020年までに仮設住宅から新しい住まいへの移行を終える方針ということでございます。

こうしたなか、民間賃貸借り上げの事業にかかる借り上げ住宅、これは借地借家 法の規定によりまして、契約期間満了の直前の通知が必要となります。これは期間 満了の1年前から6カ月前までの通知が必要ということで、県が昨年11月に、こ の事前調査を行いました。これは、11月の調査の結果はどうだったですかという ことで、吉川議員先ほど質問されまして、その答えもありましたが、合計で61世 帯の方が現在入居されているみたいです。そこで、入居1年の、これから先の延長ということで、調査の結果だと思うんですけれども、延長を希望されている方が、 先ほどの答弁で44件ということでしたけれども、この合わせて、これは新聞記事でも掲載されていたんですけれども、氷川町では11月20日から熊本県が示した利子補給事業、それとリバースモーゲージの再建支援制度、この受け付けを始めているわけなんですが、先ほど健康福祉課長のお話では、「今、取り組んでいる」というと答弁だったんですけれども、この相談件数とか、わかりましたらお願いをしたいと思います。

それとイのほうですが、自力再建の見込みと思われる方たちは、資金面などの理由で再建見通しが立っていないということの件数が26件ということでございましたけれども、この1年延長を認められた44世帯中26件の方が、その後の氷川町が用途廃止をして、熊本県から譲り受けることになると思うんですけれども、その後1年後とかで1年延長したあと入居できるかどうか、その点もお尋ねをしたいと思います。それが2点目です。

3点目ですが、知り合いの方が仮設住宅に入居されているんですが、この応急的な仮設住宅ですから、やむを得ないと思うんですけれども、スペースがないために玄関の前に洗濯機を置いてありますし、複数世帯の場合でも玄関から入ったらすぐキッチンということで四畳半の二間です。単身者の場合も、かなり窮屈だと思いますが、そこは町長の施政方針の中にもありましたように、木造の仮設住宅ですから、県から譲渡を受けた後、この2世帯間をくっつけるような間取りのリフォームも可能だと思いますが、その点の対応を検討されておられるか。2点目もお願いいたします。

3点目ですが、家賃が当然発生するわけなんですけれども、災害公営住宅は当然なんですけれども、今度は仮設の期間が満了しましたならば、家賃が発生すると思います。リフォーム後、家賃の貸与、この辺の検討はされていらっしゃいますでしょうか。お尋ねをしたいと思います。以上が質問事項の1です。

2点目ですが、こちらは災害公営住宅の建設の予定はないのかというお尋ねですが、これは質問事項の1にも関連あることなんですが、こちらのほうは国土交通省は、熊本地震によって被災し、住宅を滅失した者に対し、災害公営住宅の整備を迅速に行うことにより早期の復旧・復興を図る目的で市町村が行う公営住宅の整備事業について一部補助を行うこととしました。そこで、熊本市や宇土市、宇城市など、11の激甚災害市町村では既に工事に着手したり、設計に着手した旨の報道がなされていますが、この区域外の住宅戸数の割合などで被害の規模が大規模でない一般災害の町でも、この災害公営住宅の設計に着手している自治体もございます。氷川

町は、激甚災害地域でなく一般災害地域の町ですから、この一般災害地域の自治体として災害公営住宅を整備しようとした場合、この建設費用の補助率、こちらのほうは平常時の公営住宅の補助率と比較して大幅に補助率が高いようです。激甚災害の場合では75%ですが、一般災害の場合でも建設費用の66%が国から補助されます。

また、この補助裏の起債の話ですが、これは担当者じゃないとわからないと思うんですけれども、推測でしかありませんが、例えば、災害復旧事業債などが使えるとするならば、起債の充当率とか元利償還金あたりに対する交付税措置もかなり有利な財源の工面ができるのではないかと考えることができます。

次に、整備のやり方なんですが、熊本市などは、市が直接建設に着手していますが、多くの自治体は都市再生機構が建設して自治体が買い取るやり方や、熊本県と協定に基づいて、熊本県が受託して自治体に代わって建設して自治体に引き渡すやり方をとっています。このように災害公営住宅の建設をしようとする場合、財源的にも職員のこうした人的にも平常時の建設と比べると、かなり有利にこの公営災害住宅を取り組むことが可能と思われます。

東日本大震災の被災地の災害公営住宅の写真をネットで見ましたところ、3階建て1棟の集合住宅や2世帯平屋の1戸建てなど、様々な堅牢で、きれいで立派な災害公営住宅がネット上でてきます。

熊本県の土木部が公表している2月末の、この災害公営住宅の進捗状況によりますと、公募に入ったり工事着手のところもありますが、大津町など、まだ多くの自治体が設計着手の段階と思われます。取り組もうとする場合、あまり猶予はないかもしれませんが、将来一般への公営住宅ということも見据えて、人口維持・政策の一環として建設を考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

以上、質問いたします。町長及び担当課長の明確な答弁をお願いいたします。

○議長(上田健一君) 西尾正剛君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、応急仮設住宅入居者の自宅再建の見通し具合はどうかのアからイまでの答弁を求めます。

- ○議長(上田健一君) 健康福祉課長、増永光幸君。
- ○健康福祉課長(増永光幸君) 西尾議員からご質問がありました件ですが、住まいの 再建支援について、おそらく申請状況について答えを求められたと思っております ので、その件について、1点お答えいたしたいと思っております。

リバースモーゲージ利子助成事業につきましては、申請件数は0件となっており

ます。なお、自宅再建利子助成事業につきましては、現在まで5件の申請があって おります。

さらに、民間賃貸住宅入居支援事業につきましては、一律20万円の補助という ことで説明したところでございますが、現在1件やっております。

続きまして、転居費用助成事業につきましては、一律10万円の適用ということで、32件の申請があっております。現時点での住まいの再建支援事業につきましての申請状況でお答えさせていただきます。

続きまして、イの再建の見通しが立たない入居者に、どういった対策を講じるかというところで、1年延長後の入居者の方々の26世帯前後ということでお答えしたところですが、現時点では、調査結果からすると26世帯の方々が期間延長1年後も希望する自宅再建が難しいであろうというところの方々でありまして、これにつきましては、今現在建設型の応急仮設住宅について、熊本県から用途廃止後の利用について意向調査がありまして、町として被災者支援を早期に進めたいと考えておりますので、木造仮設住宅として改修いたしまして、活用するということが重要ではないかというところで考えております。その考えによりまして、地域支え合いセンターの訪問調査結果によって、26世帯の方々が、こちらの町の所有となった住宅に入るということで検討いたしているところです。

なお、こちらの住宅の使用について、世帯の状況に合わせて使用は可能かどうか というところにつきましては、私のほうでは確認ができませんので、お答えは控え させていただきたいと思います。

以上、アからイについて、質問についての回答を終わります。

- **〇議長(上田健一君**) 建設下水道課長、前崎誠君。
- **〇建設下水道課長(前崎 誠君)** 西尾議員のほうから、仮設住宅の戸別ごとの部分を あわせて改修ができないかというご質問と、町の単独事業住宅として設定した場合 の家賃の検討はされているかということで、1こずつご説明いたします。

被災者の方の世帯人員を先ほど健康福祉課の課長より、25.6世帯程度ということで、今後、世帯員の構成等をしっかり把握したうえで間取りが狭い部分がありましたらば、あわせて改修するという方法もあるかと思いますので、住宅再建ができない被災者の皆様の世帯構成等をみながら検討していきたいと思います。

それと、町単独事業にしたときに、家賃の検討を決定をしているかということですが、今後、県に要請しまして、応急仮設住宅を町単独事業としますので、間取りが6坪タイプから12坪タイプということで、面積としまして狭くございますので、タイプごとに家賃設定をする必要があるのかなとは、ちょっと思いますが、まだ詳しい検討には、ぜんぜん入ってないところにおりますので、今後検討を進めていき

たいと思います。 終わります。

- 〇議長(上田健一君) 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) リフォームの件なんですけれども、これから先、自力再建ができないという被災者については、リフォーム後も、先ほど言いましたように、ちょっとリフォームについては力を入れるべきだと思いますが、そういった自力再建ができない人は、リフォーム後の町営住宅として町が管理するところに、きちんと入っていただくというのが目的だと思いますので、そちらのほうは、今、検討に入ってないということですけれども、少しリフォームのほうは時間をかけてやっていただきたいなというふうに思います。

次の2点目のほうをお願いいたします。

○議長(上田健一君) 次に、質問事項2、災害公営住宅の建設予定はないのかのアの 答弁を求めます。

建設下水道課長、前崎誠君。

〇建設下水道課長(前崎 誠君) 西尾議員のご質問の2のアについて、お答えいたします。

災害公営住宅整備計画については、現在のところ予定はありません。

被災者支援のために災害公営住宅の整備について、熊本県に確認し検討を行いました。建設可能戸数につきましては、滅失戸数、全壊戸数の30%で、氷川町の場合12戸となります。補助基準額といたしましては、1戸当たり1,295万円の基準額となっておりまして、西尾議員が先ほど言われましたように、補助率は3分の2で66.6%になります。

整備の基準面積は、1戸当たり74.7平米で、家賃の算定につきましては、通常の公営住宅の家賃算定の方式で行います。

自宅再建の見通しが立たない方については、高齢者並びに低所得者の方が多数おられますので、家賃が高額になりますと、生活が困窮される方もおられると判断しましたので、再建できない方の見込み数や、建設可能戸数などを含めて検討し、災害公営住宅の整備計画は断念いたしました。

先ほど、増永健康福祉課長が答弁されましたが、建設型の応急仮設住宅について 熊本県から用途廃止後の利用について意向調査があり、被災者支援を早期に進める ため、木造仮設住宅を活用することが重要であると判断し、活用することを基本方 針といたしました。

このため、応急仮設住宅を町の単独事業住宅として、熊本地震復興基金を活用し、改修を実施し、耐久性を向上させることで、長期間利用できる施設として被災者の

住宅再建に向け、最大限利活用していきたいと考えています。 以上で答弁を終わります。

- 〇議長(上田健一君) 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) 建設の予定はないということでございました。県と確認したところ、12戸が氷川町で建設ができるというお答えでもございましたけれども、前回の12月定例議会の一般質問で吉川議員が、この人口対策について、若者定住促進住宅の建設についての質問がありました。

そういった町営住宅よりも、はるかにこういった財政面で有利だと思いますし、もう一つが、この10年間で人口の減少というのが1,700人です。これは熊日新聞に載っておりましたが、昨年の1年間では1,185人の人口が氷川町で減少しました。今議会で児童医療費の補助の話も条例案が出てましたけれども、こうした医療費の補助年齢の引き上げなど、子育てなどの点から、他の自治体よりも若い世代、若い子育て世代にとって、恵まれた施策、政策を打っても転入しようにも住まいがないわけなんですね。「氷川町に賃貸物件はありませんか」ということで、これまでも何件も問い合わせがあっておりますが、私の知り合いの不動産屋さんに尋ねても、「氷川町は人気が高くて、どこもありません」という返事です。

民間の事業者が、この賃貸アパート1棟でも2棟でもつくってくれたらいいんですけれども、これから先の人口の先細りを考えたならば、なかなかの冒険になるということで、ちょっとその辺は、なかなかうわさも入ってきません。

先ほど、総務振興課長が人口維持をしていくため、空き家バンクは効果が大きい、消費の拡大にも寄与しているということでございましたので、この人口を維持するためには、空き家バンクを新たに掘り起こしたり、この空き家バンクの制度の中の支援策というのを拡充するように検討していくということが人口維持の一つの手段だと思うんですが、それに加えて、こうした公営住宅の建設あたりも有利なときに視野に入れて施策も必要かなという思いでございます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(上田健一君) 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後0時32分